

(第八部)

第二十二回

參議院農林水產委員會會議錄第十六号

昭和三十年六月九日(木曜日)午前十二時七分開会

六月八日委員森崎謙君當任はべきとの補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

千田正君

卷之三

池田宇右衛門君

重政 庸德君

小林 孝平君

東
隆君

菊田 桂林
七平君 小原春

安田善一郎君

事務局健

常任委員會專門員 安樂城敏男君

會專門員
倉田吉雄君
常任委員
林達磨君
會專門員

說明員
農林省農林經濟
局統計調查部長
野田哲五郎君

第八部 農林水產委員會會議錄第十六號

【參議院】

輸入に關する臨時措置に関する法律案につきまして、條を追いまして簡単に御説明を申し上げたいと思います。
第一に、この法律の目的でございますが、御承知の通り砂糖の價格につきましては、その供給源がほとんど全部外國に限られておりますために、外貨事情等のために供給が必ずしも円滑に行つておらないわけでござります。そのため従来非常に價格が不安定な状態を続けて参つておりますが、そのために重要な生活物資であります砂糖の價格を不安定に置きましたとして、一般家庭庭あるいは砂糖を原材料にして使います諸産業に対しまして非常に悪影響を

るかということでおざいますか。まず政府といたしましては、主要な銘柄の砂糖につきまして安定価格帯を定めること、いうことにいたしております。この安定価格帯を定めることによりまして、砂糖の販売価格はこれを一つの指標といたしまして、その範囲内において流通をはかるということを期待したわけでございます。その価格は一つの基準といたしまして從来長い間の統計によって見ますと、砂糖の供給数量をこれから国民の購買力それから砂糖の価格との間に非常に密接な関係があることが知られるのであります。この関係を統計学的に処理いたしまして、一つの予想価格というものを出すことが

しますが、大体高さがきまつてくるだけでございますが、それに加えましては、これも過去数年間におきます実際の砂糖の価格の変動を統計的に観察いたしました。まず正常な変動率とを考えられるものをとらえ、その範囲内で物の価格の変動をその中に押えて、安定帯の上限及び下限を算出したいというふうに考えておるわけでございます。価格の決定の時期並びに適用期間につきましては、一応私どもは外貨の割当とも関連いたしまして原則といたしまして、三月及び九月の二回に定めるのがよろしいのではないかというふうに考えておる

その決定をいたすわけでございますが、先ほども申しました通り、砂糖は主として輸入に依存しております関係もございまして、貿易行政と密接に関連する点もございますので、農林大臣と通産大臣が互いに協議をして定めるということを考えております。かようにして設定いたされました安定価格帶は、第一段的には、関係業者の理解ある態度によりまして、その価格安定期の範囲内で販売が行われるということを期待しているわけでございますが、種々の事情によりまして、安定期の上限をこえまして値上がりする、あるいはその下限を下つて低落し、あるいはそのおそれがあるような場合が生じまし

○農林水産政策に関する調査の件
(農林省設置法及び行政機関定員法の改正に関する件)

○砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

でこの法律によりまして第一に価格の安定をはかるということを考えておられます。次に先ほども触れました通り、輸入に依存しておりますけれども、現在の外貨事情によりまして必ずしも十分の輸入を全うすることができないという実情がございまして、結果として沙糖の輸入によりまして相当の差益

格を一つの基準といたします。で、おこれに加えまして、砂糖の原価とすべきものを一つの參照的事項と考ります。さらに砂糖と非常に用途等について密接な関係を持ちます国内の穀物、澱粉、それから生じます水飴、これら主として北海道で生産され、りますテンサイ唐と、うものの西各

な
申
え
お
そ
産
お
きましては、いろいろ急にこういう制度に入りますので、事情の変化を急激に来たすということを考慮しなければなりませんので、一応幅のある考え方をもちまして、必ずしも年二回といふことでなしに、あるいは三ヶ月おきぐらいに定めることも考慮し得るようになって参りたいと思っております。

る場合には、農林大臣は、精製業者あるいは砂糖の販売業者あるいは砂糖の輸入業者に対しまして、安定帯の価格の範囲内で販売することを勧告する道を設けているわけでございます。さらに砂糖の販売業者につきましては、販売価格の勧告だけでは足りませんといふに考えておりました場合には、さうふうに考えられました場合に、さうふうに進みまして、時期別の精製数量、あるいは販売数量といふものにつきましても勧告ができるようにならいたしたいというふうに考えております。

大体この法律案は先ほども申しました通り、価格安定に関する件と輸入利益の徴収ということの二つの目的になつておりますが、たゞいままで申し上げました価格安定に関する分を中心として農林省が担当してやって行くことになるわけでございます。

以下申し上げます輸入利益の徴収等に関することは主として通産省がその衝に当つて参るといふうに、一応両省の間で事務の分担を定めております。

そこで、輸入利益の徴収に関する考え方でございますが、御承知の通り砂糖に関する外貨資金につきましては、従来は大部分発注証明書を農林省が出しまして、それに基きまして輸入業者に対する通産省において外貨の割当をしたということになつておつたわけでございますが、それに対応いたしまして、外貨の割当をします際に、一定の方法によりまして、輸入差益を計算いたしまして、それを外貨割当の際に納付することを条件とするというふうにして、外貨割当の際に納付義務をあわせて課するという考え方を持つてゐるわけでございます。なお、従来の

割当だけで参りますと、どうしても過去の実績とか、あるいは工場能力といふものに基礎を置いた割当をせざるを得ないわけでございまして、その間企業意欲の向上ということに対する努力が失われるということになります。そこで、この従来の方法による割当にして、その間企業意欲の向上ということに対する努力が失われるということになります。そこで、この従来の方法による割当にして、その間企業意欲の向上ということに対する努力が失われるということになります。

で、その場合においてはやはり外貨割当につきましても、競争の場合におきましては、ある程度の一定の限度を設けなければならないのではないかといふふうに考へておるわけでござります。また、この法律の目的が価格の安定というところにござりますので、競争によつて安定がかき乱されるということでもいけませんので、いわゆる割当による場合と競争による場合とのそこの間の数量の割合といふものは、後者によつて前者がかき乱されないということを眼目にしてその比例をきめて行かなければならぬといふふうに考へております。当初は割当によるものの方が大部を占め、一部が競争によるということは考へられると思いますが、順次価格が安定するに従いまして、競争による部分が広がつてくるとことは考えておらないわけでござります。一応外貨割当の際にこうして輸入利益を納付するという義務が外貨割当を受けたものに発生するわけでござりますが、そのものは、しかし不可抗力によつて輸入ができるないという場合も考えられますので、その場合にはこの利益の納付金は免除するといふ規定も設けておるわけでござります。なお輸入差益の納付を確保いたします場合に、担保を取りますとか、あるいは不可抗力によりまして輸入ができるなかつた場合にはその担保を返還する規定、あるいはすでに納めておりました輸入納付しております輸入利益を返還いた

しますとかいうような技術的な規定がなさず。なお価格の決定につきましては、臣及び通産大臣が調査権を持つといふことにして、第八条にその規定を置いておるわけでござります。

なお、この法律案は一応三年間の臨時法といたしております。この理由は、砂糖の輸入によって砂糖の価格が上下といふものは規制されるわけござりますが、望ましいのは、輸入差益といふようなものが生じないような状態に早くなることでござります。たゞいまは外貨資金の事情によりまして、ある程度輸入数量といふものに対しても制約を設けなければならない事情にありますために、結果として差益が生じてくるというわけでございます。貿易の伸展によりまして外貨事情がゆるやかになり、砂糖の輸入も十分にできますため、輸入差益といふことにも生ぜず、価格の安定もおのずから実現でき、この法律もその必要がなくなるということになるわけでござります。そういうような時期が早晚くるということを期待いたしまして、そういうようなやむを得ざる事情が続かない限りにおいて、この法律を実施して行きたいというような意味合いで、この法律を恒久法といたしませんで、一応三カ年の臨時法というふうに考えておるわけでございます。

非常に簡単にございましたが、法律の趣旨を逐条御説明をいたしたわけですがとめて、

○委員長(江田三郎君) 速記を始め
て。本法律案の質疑は後日に譲ること
にいたします。

○委員長(江田三郎君) 次に、農林省
設置法の一部を改正する法律案の件及
び行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案の件を一括して議題にいたし
ます。これらの法律案は、いずれも過
日内閣から予備審査のため提出され
た。いま内閣委員会に予備付託となつ
ておるものであります。当委員会の
所管事項と密接な関係があると思われ
ますので、本日は農林省當局からこれら
の法律案について説明を聞くことにいた
したいと思います。総括的な問題につ
きましては、官房長なり文書課長で
なければならぬでござりますが、ま
だこちらへ見えておりませんから、そ
の中の定員法に關係いたしまして、統
計調査部長の説明をまずお願ひしま
す。

○説明員(野田哲五郎君) 統計調査部
の定員について申し上げますと、二十
九年度及び三十年度の六月末までに定員
を減らしまして、三十年の七月以降に
保有すべき定員は、本省におきまして
四百五人、事務所及び出張所におきま
して、一万一千六十八人ということに
なつておるのでござります。ただいま行
政整理につきましては、六月末を目標に
所定の員数を減らすように努めておる
であります。休職者振替等の問題
もありますので、ほぼこの目的は達し
得ると、かように思つておるのでござ
います。私どもいたしましては、定
員としてはこの現状において進んで参
りたいと思つておりますが、今年度三

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め
て。本法律案の質疑は後日に譲ること
にいたします。

○委員長(江田三郎君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案の件及び行政機関職員定員法の一部を改正す

十年度の予算から被害調査を拡充いたしまして、共済制度の問題と関連いたしまして、從来被害関係の調査を單位の推計にとどめておりましたのを、郡単位の推計まで広げることにいたしましたのであります。これに対しまして所要の員数というものを増員いたす必要がありますけれども、さしあたりまして内部の定員から五百五十六人をこちらの方へ回しまして、五百四十八人を非常勤で置くということになりましたのでござります。五百四十八人の非常勤で置きましたのは本来常勤労働者として要求したのでありますが、常勤労働者の設置といふことはきわめて困難であるといふので、実質的には給与の単価その他装備等につきまして、全く常勤労働者と同一の待遇を受けます六百四十八人の者をこちらに加えることにしたのでござります。私どもいたしましては、この新たに加えました六百四十八人の非常勤職員と、内部から差し繰りました五百五十六人の定員をもちまして、今度新たに課されました被害調査といふものを行なつて行きたいと思っております。この被害調査の内容につきましては、いろいろなすべきことをござりますけれども、経費の事情、私どもの準備の事情等を考えまして、さしあたりまして水稲について予想収穫高調査時及び推定実収高調査時におきまして、郡単位に平年収取または引受反収に対する増減率を調べて行く、これによりまして、平年収取または保険の引受反収に對しまして、三〇%以上の増加した面積が幾ら、三〇%以下の被害の面積が幾ら、ということを計算して参りたい、かように思つておる次第でございま

○説明員(野田哲五郎君) 現在の配置概要を申し述べた次第であります。

○小林翠平君 らよつとお尋ねいたしましたが、今回新たに被調査を拡充してやられることになったわけであります。ですが、これは一體理想的というか、あなたがこういうことをやればこれだけ必要というふうに考えられる人数はどのくらいなんですか。

いたしましては、千三百四十人の常勤労働者を当初要求したのでござりますが、いろいろ大蔵省との折衝の過程におきまして、面積調査及び作況調査の面におきまして若干手を抜くことがでいる要素があるのではないかという問題が出来まして、その点を検討いたしました結果、面積調査及び作況調査から五百五十六人の定員を持って参ったのでござります。従いまして、この定員を中心核といたしまして、六百四十八人の補助職員を加えてこの仕事をやりたいと思っておるのでござります。

○小林翠平君 面積及び作況関係の仕事から五百五十六名を振り向けるということですが、そうするとだいぶんこの仕事をやめるのですか。大体この仕事をどれだけの人が扱つておるのか、そのうちの五百五十六名と、こういうことですと、全体は幾らであつて、そろして今度どういうふうに仕事をやめるのか、具体的に一つ……。

○説明員(野田哲五郎君) 現在の配置におきまして、面積におきましては四千八百四十九人、作況につきましては三千七十二人といふものをもつてこの仕事をやっておるのであります。が、面積調査につきましては、耕地整理の終つております水稲の作付面積の調査

については、これは相手が抜ける段階に参りましたので、これから四百十二人というものを引くことにいたしましたでございます。それから作況調査におきましては予想収穫高調査時におきまして作況調査圃の粒数調査をやつておるのでですが、この粒数調査につきましては従来肉眼鑑定をやっておったのをございます。しかし最近われわれの方で透視器というものを考案いたしまして、これによつて判定いたしましたと、穀不穀の判定が非常に確実になつて参るのでございまして、そのために調査の数を半減いたしまして、これによつて百四十四人の人を浮かすことにしたわけでござります。

○小林孝平君 ちょっと今聞き落しましたが、総体の数をもう一度……。

○説明員(野田哲五郎君) 面積におきまして四千八百四十九人でござります。それから作況調査におきまして三千七十二人でござります。

○小林孝平君 そうしますと、今度こういうふうに仕事の手を省いたことになつて人が浮いたと言われますけれども、これはあれですか、新たに被害調査に人を振り向ければならぬといふので、そういうふうに手を抜くようになつたのですか。当然この人間は浮いてきたと、こういうふうに考えられるのですが……。

○説明員(野田哲五郎君) これは被害の調査をいたしますために、こういう方法を考えることにいたわけでござります。

○小林孝平君 そうしますと、これは無理をしてそういう手を省くということにしたわけなんですね。

○説明員(野田哲五郎君) 若干の無理はあると思いますけれども、やはり検討いたしまして、かようなことはできること、かような確信の下にやつた次第でございます。

○小林孝平君 それから今、の被害調査を理想的に、理想的といふか、一応やるには、千三百四十名を要求したけれども、それが通らなかつたからこういふうに振り向けたのでやると言うけれども、そういうことでやり得るのですかね。

に定員的職員をもつて埋めるといふことはなまざすと、相当の定員を要するというふうなことになりますので、不足分は補助的な人夫をもつて補う、かよくな方法を考えた次第でござります。また仕事の性質から申しまして、どうしても定員的な人でなければならぬ部分と、全く労務的な部分とに分れておりますので、その労務的な部分につきまして、かよくな方法を考えたいと思つておる次第でございます。

○委員長(江田三郎君) 野田部長、資料はないのですか。今言つた千三百四十九人だの、五百五十六人だの何だのと、言つて相当やきこいのですが、これはお出しになつておりますか。

○説明員(野田哲五郎君) ええ、お出ししておりませんが、あとでお出ししたいと思います。

○小林孝平君 資料を本当に出していただかぬとよくわからぬのですがね。

○説明員(野田哲五郎君) 資料はお出ししますが、明日までお待ちいただけば……。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて下さい。

それでは政府の方で統計調査と食糧庁の関係については、特に新規な事業もあるようございまして、それに伴いましてもと詳細な資料を御提出願つた上で、この問題をもう一ぺんあらためて取り上げたいと思います。

そこでこの問題を離れまして、官房長が見えましたからして、農林省設置法の一部を改正する法律案及び行政機

関職員定員法の一部を改正する法律案のたまに申しました以外の点について御説明願います。

○政府委員(安田善一郎君) 今回農林省設置法の改正案を御提案申し上げまして御審議をお願いいたしたいと思っておる次第でございます。

要點を申し上げますと、第一には、農林省におきまして、国際関係の農業食糧機関、たとえばFOA、エカ

フェ、コロンボ・プラン等、会議または計画に正式に参加をいたしまして、なかんずくFOAには常任理事国となりました等の関係もございまして、国際協力関係の仕事が農林省といたしまして相当増加をいたしました。またビルマ、フィリピン等との賠償の関係におきまして、同様に農林省としての事務もふえて参つたのでございます。

別途外務省におきましては、あるいは国際協力また賠償につきまして、それぞれ行政機関として拡大、明確化される部分がござりますし、建設とか経済審議会においても、これらは関係において機構を整備する等の関係がござりますが、これらの関係との関係とともにあみ合せまして、農林省におきましては、大臣官房におきまして賠償及び国際協力に関する事務を取り扱うことにおいて連絡協議を遂げまして、官房にこの関係の参事官を置いておるのでござりますが、そのもとに所要の補佐官も置きましたので実施いたして参りたいと思つております。

第二点いたしましては、肥料検査所の一つの住所の変更でございます

が、神戸の肥料検査所は神戸市に從来置かれておりましたが、敷地の関係から尼崎に四百五万円をもちまして斤舎を新設いたしましたので、住所変更を法文上お願いしたいということでござい

ます。

第三点は米価審議会につきましてのことでございますが、これは数年前

農林省では食糧局が外局でございまして、一応事務的に米価審議会の委員は、また専門委員は、食糧局長官が

任命することになつておりましたが、行われておりましたのでございます

が、今後法的にこの権限を、設置法上はつきりした実施行政もないことになりますので、これを削除いたします

が、今后法的にこの権限を、設置法上はつきりした実施行政もないことになりますので、これを削除いたします

いことを主たる内容にいたしておるのあります。

き繼ぎの暫定措置法がございまして、従来これに關しまして農林省の定員となつておりましたのでござります。

が、今般各省を通じまして、政令の定員を明確に農林省の定員として合併せられを増員いたしたいといらうのでござります。

三十年度の業務にかんがみまして、ある事項はさらに重点を置きまして、あるいは新規の行政事務の方に重点を置いてやる。こういうことの方に増を考えまして、簡素化をはかつたり、他の方に仕事を移した方がいいと思いまするもの、あるいは事務がなくなつてしまつたもの、こういふものについて減をはかりまして、その分が、ただいま要約をいたしますると、以上のように説明を申し上げましたほかに、増減差引ゼロになつておる分がかなりたくさるあるわけでござります。

それを申し上げまするといふと、大臣公邸の廃止の措置が政府内部でございまして、その管理のための職員が二ほどございましたのを減をしよう。

また農業改良局普及部の事務合理化に伴いましては、これもなお変更をお願いしたいと思っておりますが、現在農業改良局の普及部では仕事の内訳を総務監査、地方組織の整備、資格試験、視察展示編纂、情報関係庶務その他と分けておりまして、その分担は以上申しました順序で四、四、一、二、三、六というようなことで二十人の定員を持っておりますが、このうち総務監査と宣伝係は各一人を減員をいたしたいと考えております。その定員減は地域の農業試験場と地方の農業試験場及び普及事業、これとの間により緊密な連絡をとるよう普及官といふものを設けたいと思っておりまして、将来

は各地域試験場につきましてそれを審議いたいと思つておりますが、さしあたって本年は二地域試験場に二人の普及官を置きたい。そらして試験研究の成程とエクスデンション、普及、応用といふ面に連携を強化して、農業生産上資したいと思っておることの一助にしたいと思つておるのであります。

また、競馬監督につきまして国営競馬法は競馬は廃止をされまして、過船競馬部の定員百十六名のうち五十五名は本省の監督業務として定員を残して、残余はあげて中央競馬会に移り変えましたけれども、なおその事務は合理化をかけて十五人を減じます。

まして、残余はあげて中央競馬会に移り変えましたけれども、なおその事務は合理化をかけて十五人を減じます。

また、家畜衛生試験場の業務整備をいたしたいと存じておるわけでござりますが、これは牛痘血清製造を家畜衛生試験場の赤穂支場において行なつておりましたものを廃止をいたしまして、同支場を閉鎖いたしまして、そのまま生試験場の赤穂支場において行なつておりましたものを廃止をいたしまして、同支場を閉鎖いたしまして、その定員の三十二名中二十五名は家畜衛生試験場部内で配置転換をいたしまして、家畜衛生業務の試験業務に従事いたしますが、七人の減員をいたしたいと思つておるのであります。これらは事業の業務の内容を三十年度につきまして見まして、従来の定員のあり方から四十四名は減少しても妥当でありますと認められるのでござります。

一方なお農林行政中増員を要し、業務を強化する要があることが認められますものに引き充てたいと思っておるものでございます。すなわち増員を要する行政の強化をいたしたいと思っておりますものは、考查官の増員がその第一でございます。決算委員会等において

いろいろ御審議、御指導願つておりますが、会計検査院の決算報告によりまして、補助事業を中心にして、食糧庁あるいは林野庁等におきまして、行政能率の非達の指摘を相当されておりまして、まさに恐縮に存じても、種々工夫をこらしたいと思つておりますが、一方行政事務の実施に当りまして、さらにはそのもとであります行政の立案、予算の編成等においても、種々工夫をこらしたいと思つておりますが、さるに考査行政を一そろ充実をいたしまして遺憾のないようにならんとする意図であります。定員官房の考査室に現在七人の定員がござりますが、さらに一名の増員をはかりたいと思っておるのであります。定員の関係上そろまでもなりませんが、なお農地局の兼務によりまして二名くらいの実質上の増員をはかりました。また食糧庁にあります監査課、林野庁にあります監査課、外局にありますらうど考査室に当りますものであります。これがこれと連携をとりまして、会計經理また行政能率の考査の事務の充実に一歩進みたいと思っておるわけでございます。

さらに先ほど御説明申し上げました国際協力関係事務のためには二人の増員をいたしたい。

第三点といいたしまして、肥料需給安定の事務量の増加のために二名増員いたしたいと思っておりますが、これは肥料需給安定法の施行によりまして、目下疏安の需給計画と価格の統制をしておるのでございますが、疏安の生産費をより適切に把握し、価格の適正を期しますために、最近増産も目立つて参りましたし、また複合生産

りりまするが、だんだんと事業も緒につきまして、かつて二十七年におきましたては屋内実験をしておりましたが、二十八年から屋外実験施設の建設を始めまして、三十年度で施設の方は完成をされるのでござります。現在これが定員は三名をもちまして管理、実験をいたしておりますが、さらに四名を増員いたしたいと思ひますのは、三十年度におきまして七地区、その七地区は屋内で実験を四地区、屋外の実験を三地区の模型実験を行いたいと思つておりますが、このおのおのにつきまして各一名の七人を確保いたしたいと思っております。最小限度これだけ増員をいたしたいと思つておるのでございます。

六番目といたしまして畜産行政の強化に伴う増員九名をお願いしたいと思つておりますが、それは畜産技術振興指導強化のために二名、牧野改良の機械化指導のために一名、酪農振興の強化のために二名、畜産物の消費流通改善及び価格安定のために二名、飼料の品質改善の事務がなお研究整備を要する問題が多いのでござりますので、その事務の強化のために一名、家畜葉事の検査事務の強化のために一名、計九名をお願いしたいと思つておるのでございます。

また先ほど申し上げましたが、第七番目といたしまして、都道府県の行う試験研究及び普及事業との連絡を強化いたしましたために、地域試験場二カ所に二名の普及官を増員いたしたい、これは関東東山の農業試験場と、北陸の農業試験場に、さしあたり一名にいたしたいと思つておるのでございま

ございません。その財源の中ではあります。少私どもは事務的には困っておりますが、農林省といたしましては年度当初が行いますものは、当時は年度当初は暫定予算でございましたが、目下本予算案は衆議院から参議院に移りまして御審議をお願いしておりますので、その御審議を見なければいけませんけれども、将来のことは将来のこととして、年度初めは少しおくれましたが、従来のようにしてなお、さらに研究しようということにいたしております。
○委員長(江田三郎君) 研究というのには、やはり従来四回といふことであつたから、従来と同じようにできるようになります。従来と同じくしてございま
すか。

○政府委員(安田善一郎君) 昇給の件と省内での動きをそのまま申しますと、昇給と昇格とを同時にやうのが今年度の予算財源、人件費の予算財源から見まして、また実員の状況から見まして、適当であるか、可能であるかと、いうことについて疑問がございまして、研究中でございますが、これを行なふよう検討中であるわけであります。

○委員長(江田三郎君) 従来この一定の昇給なり昇格なりがあつたということであれば、それが従来のように行かぬということは、これはベースの切り下げじやございませんけれども、だんだん一定の職におり、子供がふえれば金もかかるし、いろいろの面において生活費はふえざるを得ぬのですから、実質的には給与を今まで予定通りの昇給、昇格ができないと、実質的に給与を下げられると同じような苦痛を味わわなければならぬことになるのじやないかと思いますので、その点については、今の研究中というのを、もっと積極的な努力を払っていただきませんと、なかなかかういう一題でしょつちゅう組合の方とごたつたされたのです、私ども国民の立場から見まして、農林省へ行くたびに給与の問題でごたつたされておるのは見るのは忍びないわけでありますて、おそらく農民諸君が見まして、あまりいい感じは持てないと思いますので、その点については従来の慣行が実施されるようになりますと積極的な御努力をお願いしておきます。

○政府委員(安田善一郎君) 考査事務
といふのは、行政の一部といつてしまふて、戦前には比較的明確でございませんが、終戦後特に予算を計上しまし、現業的事務でありますと、現業の会計を用意いたしまして、この間に自分で山林を管理しまして、必要とまた可能によりまして木材を伐採して売却いたしますとか食糧府のような売買業務でありますとか補助金でありますとか、直営事業でありますと、林野庁のように自分で山林を管理しまして、木材を伐採して売却いたしましたり、苗木を育てまして、植林事業と補助事業、さうに補助金を伴わざる行政、この三つがございますが、そのおののにつきまして行政実施の態様が効率的、能率的で適正であるか、またこれに伴いまする会計経理の事務が適正妥当でありますか、また所掌の権限を行使する行政事務について妥当であるかにつきまして、言葉が適切でありますかどうかわかりませんが、指揮的監査をいたしまして、そうしてこれを研究いたしまして、そらして主としては過去の行政のやり方の悪いところ、これを是正し、将来あやまちながらしめるよう防的措置をとる、そういう行政とおいて思つておるのでありますから、これに携わりまする者は、他の職務と極力完全に独立ではございませんが、離れて専門に仕事ができるのが望ましい、しかし行政の実務を相当よく知つておる必要があるので、別途その独立機構でありまする行政管理庁とか会計検査院とか、あるいは一部の必要に依れば、自分が自分で考査をして、事

前予防措置、過去の訂正を行なうといふに、官房に考查官室を置き、外局でエイトの大きいところに、食糧庁の業務部に監査課、林野庁の業務部に同様の監査課を置いておるわけでござります。その三者をもちまして行なつておりますが、なお人員も多く、事業分野も範囲の広いような統計調査部におきましては、管理課の係に相当な係を設けまして、同様の専門係を存置しておるのでござります。水産庁においては、漁政課においてこれを行なつておるわけでござります。官房の考查官室につきましては、比較的新しい機構でございまして、昨年の七月からこれを設置いたしまして、特にその主任は考査官と申しまして、補助者は副考査官と申しておりますが、内局特に農地局關係が予算も多く、行政事務も多いのでござりますので、そこに重点を置いておられます。また改良局の補助金行政等についても重点を置いておりまして、外局の分をも合せて見て、なつておりますが、現在の陣容をもあましては、考査官室では農地局、改良局等におきます直轄事業、補助業務に重点を置きまして、食糧庁と林野庁は、そのおのおのの外局の業務について監査するようになつておるわけであります。

題を是正して適正に行うというのは、今くらいの機構で十分だとお思いでしょうか。

それからもう一点は、先ほど官房の御説明のうちに、どこかの局とかあるいは課との兼務の状態の検査官室も少し拡充したいというふうな御意見があつたようですが、先ほど御説明にもありましたように、果してこの業務では本当に適正な監督行政ができるかどうか、それらの点について……。

○政府委員(安田善一郎君) 結論か申しますと、牌容不足でござります。兼務を予定しておりますのは、農地の直轄事業の工事を担当しておるところからと思っておるのであります。が、言いかえますと、管理業務を行なっているところが、農地局にもござりますので、これが比較的仕事も近いので、便宜そろしよろとと思っておりますが、目下のところの事務的な理想を申し上げますと、内局部の専任事務と申しますが、直轄事業及び補助事業のせんに、経時執行上の会計執行上の企画事務を半分行いますので、五十七人八人の人が要るのが、従来の仕事をして來ました職員の能率から見ますと必要でございまして、会計検査院におけるべきましても全部調べるわけがないのです。ランダムに抜き取りではあるけれども、一つの基準が出ます程度に或る割合を検査、考查いたしませんと意味をなさないのでございますが、たゞお今後充実を期したいと思っておるのを強く要望してやるのが本来の筋でござりますが、なおこの方法を削減しましても、あるいは新規増員をか、比較的指導的地位で、検査、事前防

止等の仕事を行政といたして参ります。ためには、いかに計画を立てて、いかに実施して参って、いかに効果を十分に現わすかということについて、なお一段の工夫がございますので、それらの行政のやり方、効果をより明確にしたときに、うんと増員をしたいと思つております。

○長谷山行毅君 これは農林省の考査事務といふのは非常に重要なと思想しますので、十分その機構なりあるいはその業務の運営の仕方等について御検討願いたいと思います。

○小林孝平君 先ほど委員長が質問されました昇給の件に関連しましてお尋ねいたしますが、統計調査部の常勤労務者の給与は、前年度に比較して今年は前年と同じになつてゐるわけなんです。それで具体的に昇給ができるのかどうか。

○政府委員(安田善一郎君) 本年度被害調査の拡充に伴いまして、定員及び常勤労務者について大蔵事務当局とのいろいろ折衝がありましたが、予算の関係もありまして、十分に行かなかつたと聞いておるわけでございますが、別途統計調査部には集計、現地実測等についての人夫賃が相当ござりますが、これとの睨み合いをもあました結果を尊重して、省全体として目的を達成するに近づめようと思っておるのを申します。従来常勤労務者でも人の異動がかなりあります。人ごとに、新旧の人によりましては待遇が多少差があるわけあります。この異動の中

に従来に近い程度は上のじやないかと思つております。詳細は統計調査部に実施して参つて、いかに効果を十分に現わすかということについて、なお一段の工夫がござりますので、それらの行政のやり方、効果をより明確にしたときに、うんと増員をしたいと思つております。

○説明員(野田哲五郎君) 官房長の御長からお願ひします。

○長谷山行毅君 これは農林省の考査事務といふのは非常に重要なと思想しますので、十分その機構なりあるいはその業務の運営の仕方等について御検討願いたいと思います。

○小林孝平君 これは先ほど言いましたように、資料をいただきましてからやりますけれども、先ほどのお話をその人夫賃というのは今度被害調査をやるのに人数が足りないから、その人夫賃でもつて補うような話だけれども、人數も補い、また昇給も補う何でもかんでもその人夫賃でやれるわけなんですね。そんなにたくさん余裕があるのですか。

○説明員(野田哲五郎君) 人夫賃につきましては被害の調査に限りませず、面積の調査、作況の調査等もございまして、全体として約二億程度の予算を取るわけでございます。これは一定の単価で積算しておりますけれども、仕事の種類によりましては、その支払い額は上下いたしますので、さような点で調節をはかつていくつもりであります。

○政府委員(安田善一郎君) 小林委員のただいまの点は余裕はないのであります。従来の慣例的には余裕はないのを専門として目的を達成するに近づめようと思っておるのを申します。従来常勤労務者でも人の異動がかなりあります。人ごとに、新旧の人によりましては待遇が多少差があるわけあります。この異動の中

職員として勤務するのでございまして、その一人の人を待遇をよくするよう常勤的ならしめて延べ人日でなかなかようなくふうに持つて行つて、待遇改善をはかりたいと思っております。かつまた仕事の量もそれでカバーしたいと思っておるわけであります。

○小林孝平君 そのやり方はよくわかつておるので。ただその人夫賃をさつき常勤労務者が足らないと、被害調査をするのに足らないからその不足分はその人夫賃を使ってやると、こういふお話をだつたのです。それで、これはだいぶん余裕があると思っておつたところ、この人教の方もそれでやる、さらには昇給の方もそれでやるということです。相当余裕があるのでないかと、こういうふうに考えましたので、そういうことができればそれで文句はないのですが、まあ将来できるかどうか、この次資料をいただきましてから一つお尋ねいたします。

○三橋八次郎君 増員の方でございまが、先ほど官房長の説明によりますと、普及官の設置と、これは普及員と仕事の内容は違わぬぬじないです。人といふのは、普及員との連絡強化をはかるという意味でございます。

○三橋八次郎君 これは部分的であります。これは将来全国に及ぼすといふような御計画があるのですか……。

○政府委員(安田善一郎君) 全国の各地域試験場でござりますか……。

○政府委員(安田善一郎君) 私の説明は言葉足らずであったかと思いますが、新しい意味の、かりに名前をつけますれば普及官とでもいうものという意味で申し上げましたが、改良普及事業の職員とは違います。もっと恒久業務と申しますか、地域試験場で成果を得ましたようなものをそしゃくして、これを一般に普及せしめることの方に持つておるわけでございます。

○三橋八次郎君 この修正増員要求と

は十六名要求しておるのでございまして、それから今第十四番目に書いておりますのとはこれは項目が違つておらずですが、あとの方を生かして前もつて改めておるわけであります。

○政府委員(安田善一郎君) それは別に考えまして将来を期して両方を拡充しようと思っています。

○政府委員(安田善一郎君) そういうの仕事もしようということでございますが、いかがでございますか。

○三橋八次郎君 将来と申しましても、今度の地方試験研究機関と国の試験研究機関との連絡強化のためのこれと、それから要求されております十六人といふのは、普及員との連絡強化をはかるという意味でございます。

○三橋八次郎君 これは部分的であります。これは将来全国に及ぼすといふような御計画があるのですか……。

○政府委員(安田善一郎君) これは今年度分はえらい地域的に片寄つているように思いますが、全く環境の違つた所でこういふ試みをやつてみるというような御計画はないのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 東日本と西日本に置くといいかとも思いましたが、御承知のように東海、東山地域試験場は相当広い所でございまして、本省とまことに最初に置くときに連絡の一一番いい所を、二毛作地帯と片や單作地帯と分けてございます。

○委員長(江田三郎君) なお本日の予定としましては、海外農業移民の問題

を議題にいたしたいと思っておりましたが、だいぶ時間がおそくなりましたからあすに回しまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十一分散会